会議名	第1回 宇都宮市民遺産会議
開催日時・開催場 所	令和3年11月17日(水) 午後3時00分~午後5時00分 宇都宮市役所14階 14B会議室
議題	1 開会   2 教育長あいさつ   3 会議の公開・非公開の決定   4 報告事項   (1)令和2年度宇都宮市民遺産制度(みや遺産)の認定結果について   5 協議事項   (1)令和3年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について   6 その他   7 閉会
出席者氏名	三橋伸夫会長,橋本澄朗副会長,大澤慶子委員,小川聖委員,林光武委員,小松俊雄委員,安藤正知委員,島野剛委員
公開・非公開の別	一部非公開
傍聴者の数 (公開部分に限る)	0名
非公開の理由 (非公開の会議に 限る。)	当該会議の協議事項である市民遺産の認定については、資料に文化財等の所在者の住所、氏名が記載されている(宇都宮市情報公開条例第7条第2号)こと及び当該懇談会における意見聴取を経て教育委員会で審議される意思形成過程にある情報であり、現時点における認定申請に係る情報等を公開することにより、市民・利害関係者等に不正確な理解や誤解を与えることとなり、審議に支障を生じると認められるもの(宇都宮市情報公開条例第7条第5号)であるため。

#### 発言の要旨

### 4 報告事項

(1) 令和2年度宇都宮市民遺産制度(みや遺産)の認定結果について

事務局: 9件認定。

本年4月各団体より補助金申請,5月交付決定。

現在, 団体が各々活動を行っている。

市は、広報うつのみや7月号特集号やラジオ等で市民遺産制度や認定団体の周知に努めている。

# 5 協議事項

(1) 令和3年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について

会 長: 4件の審議案件がある。1件ごとにご意見をいただいていく。

# ①野口雨情旧居

委員: 所有者の稲毛氏は「雨情茶屋」というお菓子屋を経営していた。一時期荒れていたが、大規模改修で現在は状態が良い。文化財めぐりでも訪れていた。地元でもよ

く知られており「誇り」となっている。

ただ、常時人がいるわけではないので、(管理運営を)うまくやるとよいと思う。 作品展などをして全国にPRするのもよいのではないか。茨城ではかなりPRしている。 委 員: 無人なので工夫が必要。PR後に訪れた人にどう対応するか,定期公開をするのか,など行政も提案するなど。来館者にどう対応するかが決まればよい活用になる。

委員: 日本3大童謡詩人ゆかりの市の認定建造物だが、市民でも知らない人が多い。地域に根差したものを保存活用しながら、地域や市民の遺産として活動を広げていくとよい。

事務局: 「雨情会」の設立は令和3年8月と日が浅い。これは、以前からあった様々な団体を市民遺産申請に向けて、改めて「雨情会」として復活させたもの。ボランティアガイドの育成も始まったと聞いている。会独自のパンフレットも作成しており、大変意欲的な団体であることをお伝えしておきたい。

委員: 最近できた会だが、会員は明保地区など地元の人か。

事務局: 確認をする。

### ②悟理道の歴史をつなぐ伝統行事と神輿

委員: この行事については、この地域が渇水・干ばつの地域であることから農業用水を ひくために悟理道用水がひかれて、それを契機に水神社ないしは琴平神社を勧請し て祭りが行われていたもので、地元の歴史を引き継ぐ価値のある行事であると考え られる。琴平神社は香川県の金刀比羅宮を勧請したもので、もともとは海上交通や 漁業の神様として室町時代に全国に広がり、信仰が農村に入り込み農振農業の神様 となった。また、海上交通や漁業の神様から派生して水神としての信仰も広がって いった。こういった信仰に基づいた行事であると考えられる。

> 一方で、地域に歴史に根ざした神輿渡御の行事は、たくさんあるのではないかと 思われる。そういった意味では、これを認定した場合は、第2・第3の事例が申請 された際の配慮を考えておいた方がいいのではないか。

会 長: ほかにもこういった水神社や水神に関連した神輿の渡御が、市内でたくさんあるかもしれないので、そういったものに今後つながっていくと宇都宮はかつて水利に苦労していたということが見えてくるのではないか。

委員: かつて、日光宇都宮道路をつくる際に、宝木付近の発掘調査を行ったことがあるが、この地域は水はけが良く、水に困った地域であったことが調査でも見えてきた。 悟理道用水の開削が地域の歴史のはじまりになってくるという点で、歴史を伝えるものであり、このような地域の行事が認定されることは「みや遺産」制度をつくった趣旨とも合致するものであり、好ましいことであると考えている。

委員: 昭和40年ごろに神輿が老朽化して、神輿渡御が途絶えていたということであるが、令和3年度に神輿が修復されたとのことであるが、神輿が修復されるまでの間、 悟理道まつりはどういった形で実施されていたのか。

> 修復された神輿は、どういった場所で保管されているのか。せっかく修復された のであれば、年1回ではなく見学できるようになったらいいと思っている。

事務局: 悟理道まつりは、祭りとしては継続されてきたが、神輿の渡御だけが途絶えていた。巡行が行われなくなってからは、地域の人が会場に集まり、祭礼等を行った後、 共食をして解散となる。神輿はまつり会場に展示され、集まった地域の人々が見られるようになっていた。

神輿は、彫刻の施された見ごたえのあるもので、現在は自治会集会所で保管されている。

委 員: 申請書に添付された資料に神輿の詳細が記載されているが,記載が非常に詳細であり専門家が書いたとしか考えられない。地域内に専門家がいるのか。

事務局: 地域内の文化財に詳しい方が記載された。文化財調査員もされている方である。

委員: 神輿は、地域内に数あるが、これだけの彫刻を施したものは珍しいと思われる。 彫刻がついていても欄間ぐらいで、本例はほぼ全面についているので貴重なもので あると思われる。神輿自体が貴重なものであることは間違いないなく、神輿自体も PRできるものと思われる。

事務局: 神輿は認定するかどうかは、市内に件数が多いので慎重に対応する必要があると考えている。だたし、今回申請されたものは、全面に彫刻が施されており文化的価値を有する神輿である可能性がある。このほかに、猿田彦の面、木刀も残されており、国本村史にこれらを使った祭りの一連の流れが記載されている。本例は、記録と道具、実際の祭りがセットで残されているものとみること可能で、単に神輿を認定するだけのものとは一線を画すと考えている。

可能であれば、委員の方に現地確認を行っていただきたいと考えている。

委員: 神輿を修復するということは大変なことである。また、神輿渡御をすることは地域の人々を動員して行うもので、大変なエネルギーが必要なものである。いまの社会状況では簡単に行えるものではない。その点も評価していくべきである。

委員: 添付資料について、『悟理道自治会祭礼神輿』という添付書類と、『修復となった 悟理道自治会祭礼神輿』と記載された添付資料があるが、資料の出展を教えてほし い。

事務局: 『悟理道自治会祭礼神輿』は神輿の価値を伝えるために,地元の方が作成された 資料であり,『修復となった悟理道自治会祭礼神輿』は修理後の内容を整理したもの であるが,これも地元の方が地元の有識者とともに作成されたものである。

会 長: 地元の方がこれだけの資料を作成できるというのも評価できると思われる。 この案件については、専門の委員に現地調査をお願いしたい。

### ③岩本観音と地域の伝統行事

委員: 岩本観音は信仰対象として地域で古くから親しまれてきたもので、下野三十三観音でもあり、地域のみでなく、下野国全体でも特色のある信仰を受け継いでいる磨

崖仏といえる。廃仏毀釈などもあったが、地元の人たちが再度整理をして、そこに 光を当てて守っていこうという方向で動いていることは素晴らしいことであると考 えている。

梵天祭りは、竹竿に紙やビニールで房を付けて、神社や山の頂上にあげて神様をお迎えする行事である。この行事は、いなざとの羽黒山の梵天上げや鶴田の羽黒山、雷電神社、白沢の新羅神社、篠井の榛名山でも行われている。たくさんの人たちが力を合わせて行わないとできない大がかりな行事で、この行事を通して地域の人たちが一つになる、絆づくりでも大きな行事であると考えている。梵天行事として最初の認定になるもので、みや遺産に相応しいと考える。

委員: 下野三十三観音の札所として,復興する動きの中での申請とみている。地元の方で,活動を常日頃から行っているというような点を重要視するべきと考えている。 みや遺産の認定に際しては,調査を行い,年代や価値を特定した方がよいと考えて いる。

委員: 佐貫観音では岩のまわりから江戸時代の古銭や江戸時代後期の遺物がたくさん出土した。江戸時代後期から札所めぐりはかなり活発におこなわれていた。下野三十三観音の札所めぐりと岩本観音の関係は、よく調査していった方がいい。

委員: 岩本観音は下野三十三観音の中で特徴があるのか。

委員: 一番の特徴は、磨崖仏であること。

委員: 自治会が申請団体であるが、組織の目的の中に岩本観音を守ることが位置づけられている。ここにも地域の意思を強く感じる。感銘を受けた。

事務局: 今回の申請は、岩本観音のみでなく一連の地域の行事を申請している。その中に どんど焼きがある。一連の行事についても調査を行ってほしい。

会 長: この案件については、専門の委員に現地調査をお願いしたい。

### ④ 伝統作物エソジマモチとその歴史をつなぐ「老農篠崎君功績碑」

委員: この案件は、みや遺産にふさわしい。

委員: エソジマモチ自体が休耕作物であり、乾燥に強い。その品種を生み出し人物の功績が碑によって伝えられている。記憶と種を地域で繋いていくことは大切であり、 みや遺産に認定いただきたいと考えている。

会 長: 地元の方が(漢文を)読み下した文(碑)を作成した点も注目される。

# 6 その他

会 長: No.②, ③については, 第2回会議までの間に現地確認等をお願いする。担当になった委員にはお手数をおかけしますが, ご対応のほどよろしくお願いしたい。

その他の事項